

愛知県国民保護計画変更の概要

1 経緯

愛知県国民保護計画について、統計の時点修正、県の本庁組織の再編の反映、表記の整理等を行うため、国と協議を行ってきたが、いずれの項目も「軽微な変更」である旨が示された。

○愛知県国民保護計画（2006年2月作成）

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（国民保護法）に基づき、国民保護措置の実施体制、住民の避難等を定めたもの。

○軽微な変更

各変更項目は、国への事前協議により、国民保護法施行令に基づいて「軽微」「要協議」のいずれかに判定される。

「要協議」とされた場合は、県国民保護協議会に計画変更の諮問を要する。

2 主な変更内容

（1）統計の時点修正

ア 気候

イ 人口の地域分布及び土地利用

（2）県の本庁組織の再編の反映

県対策本部の組織編成を再編後の県本庁組織に整合

（3）その他

表記の整理等